

開 会 午前10時10分

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成26年第8回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

8番、里館裕子君及び9番、金崎悟朗君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第3 報告第20号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第4 議案第92号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

日程第5 議案第93号 財産の取得について

日程第6 議案第94号 業務委託契約の締結について

日程第7 議案第95号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第96号 平成26年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定める
ことについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第20号損害賠償額の専決処分の報告についてから
日程第8、議案第96号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることにつ
いてまでの6件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平野公三君） 平成26年第8回大槌町議会臨時会における報告1件、議案5件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第20号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車による接触事故の損害賠償額の専決処分の報告であります。

議案第92号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、大槌町定住促進住宅使用料の不明に対する町長及び副町長の責任を明確にするため、平成26年12月1日から31日までの1カ月間、町長の給料を30%、副町長の給料を10%それぞれ減額するものであります。

議案第93号財産の取得については、児童生徒用机及び椅子を取得するものであります。

議案第94号業務委託契約の締結については、大槌町町方地区道路整備事業業務委託の変更契約であります。

議案第95号工事請負契約の締結については、大槌町波板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他第1期工事の変更契約であります。

議案第96号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについては、大槌町定住促進住宅使用料等に関する不明金の弁償金を住宅使用料等として歳入とするとともに、町長及び副町長の給料を減額するため、歳入歳出予算にそれぞれ1,399万5,000円を追加し、歳入歳出総額を529億2,058万6,000円とするものであります。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 報告第20号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第20号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第20号損害賠償額の専決処分についてご説明申し上げます。専決処分書をお開きください。

1、損害賠償の相手方。_____、_____。

2、損害賠償の額。5万1,488円。

3、示談の内容。損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

4. 損害賠償の原因。平成26年9月19日午前10時30分ころ、岩手県上閉伊郡大槌町小
鍮字三枚堂第20地割77番2において、職員が車をおりようとした際に、車両の助手席ド
アが強風にあおられ、隣に駐車していた車両に接触したものであります。

専決処分日は、平成26年10月22日であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 異論はありませんが、ただいま総務部長の説明では、相手方を読
み上げた。これは、従来はやっていましたけれども、今年度からいろいろなことがあ
って上記のとおりという報告の仕方だったと思うんですけども、そこら辺、訂正した
ほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 申しわけございません。訂正をいたします。

先ほどの損害賠償の相手方については、上記のとおりということをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって、報告処理いたします。

○

日程第4 議案第92号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第92号町長及び副町長の給与に関する条例の一部
を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第92号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正
する条例についてご説明申し上げます。新旧対照表をお開きください。

附則第10項、町長及び副町長の給与月額は、平成26年12月1日から平成26年12月31日
までの間、第2条の規定にかかわらず町長の給料66万6,000円を46万6,200円に、副町長
の給料53万2,000円を47万8,800円とするものであります。ただし、地方自治法第204条
に規定する手当の額の算出の基礎となる給与月額は、第2条の規定による額とするもの
である。

なお、この条例は、平成26年12月1日から施行するものであります。よろしくご審議

のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この給与の減額についてであります。今回の不明金の問題はまだ全て解決に至っていないという中で、早々に町長、副町長が責任をとるという形で減額という形になったわけですが、ただ、この減額の額が町長が30%、副町長が10%ということで、以前全員協議会の中でも他の議員さんから給与が逆転するのではないかという話がありました。1カ月ということですからあれでしょうけれども、ただ、この副町長の責任についても、実は町長と同じように補佐する立場ということを考えれば、今、復興事業で大変町長は多忙な中で業務をこなしている中で、そのサポートする副町長においても、今回の事件に関してはそれ相応の責任はあるのではないのかなと私は考えるわけですが、その辺、どうお考えですか、副町長。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今回の不祥事は、第三者調査委員会からの報告もありましたが、管理不行き届きの点が多々指摘されております。その責任は、組織のトップである私が一番受けなければならない、そういう思いでありまして、この処分が全て明らかになっていないという段階でのという質問であるわけでございますが、私とすれば、第三者調査委員会から一定の今回の不祥事が明らかになっております。そうしたことを踏まえながら、総合的に踏まえまして、責任を、けじめをつけるという意味合いで今回の条例提案に至ったところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 今の説明を聞いて、ある程度理解はしたんですが、この間、10月30日木曜日の岩手日報に職員が町に全額返還したと、大槌家賃不明金問題、残り152万円支払うと出たんですね。それで、町は刑事告訴についてまだ判断材料が出そろっていないから、簡単に言えば、刑事告訴しないんだというように私は解釈したんですけれどもね。それで、まだこの問題は私は解決していないと思うんですよ。刑事告訴も含めてね。私の考えはそうなんです。町民の考えを聞いていても、何で刑事告訴しないの。もう事件性がはっきりしているんじゃないかと、事件性ね。しかも、雇用促進という、これもある考え方によっては、特殊というのかな。そういう人たちの要するに家賃を、しかも額が額でしょう。1,350万円。本人が使ったのか、使わないのか。親の立場にすれば、子供にやめてもらいたくないから。いろいろ遠野でもいろんな話が飛び交っ

ていますけれどもね。だから町長、副町長、責任云々ということをお話ししましたけれども、これはもう当然だと思いますが、これは完全に要するに事件の処理が終了した後もいいんじゃないかなと、私はそう考えますけれども、その点についてお伺いいたします。刑事告訴も含めてね。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど東梅 守議員にお答えした内容に尽きるわけですが、いずれ告訴については、本人の社会的責任の考え方、それから不明金の152万円全額返済されたこと等々、やはりある程度遠野市等との連携も深めながら、しっかり総合的に判断してまいりたいと思っております。

それから、このいわゆる処分が今回早かったのではないかという話でございますけれども、やはり復旧・復興を町民が一日も早くという願いの中で、一定のけじめをつけながらさらに復旧・復興に力を注いでいくことも必要ではないかと、そういう思いですもって私ども町長、副町長の給料減額の提案に至った、そういう状況でございます。ご理解を願いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それじゃ簡単に、町は刑事告訴についてまだ判断材料が出そろっていないと、こう書いているんです。判断材料について、よろしければまだどういう点が足りないのかなということをお教えしてくれませんか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 刑事告訴についての判断材料ということで、先般の全員協議会でもお話ししておりますけれども、まず元職員に対する告訴については、派遣元遠野市における懲戒処分の状況がまず1つ。また、2つ目に、不明金となっている使用料の納付状況ということで、議員言われたとおり、損害賠償の152万円については振り込まれております。また、個人の責任と町の組織等の責任といったことも含めて総合的に判断してまいりたいと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 確かにそういうことをさせたというのかな、やれたという周りの雰囲気もあるわけですね。そういうところはもう早急に改善しなければならないと思うんですけれども、何かこう、私も判断に困るんですよね。まだまだちゃんと本当にいرونなけじめかな、これがもう完全に終わった暁であればいいと思うんだけどね、

私ちょっと早過ぎるような気がします、個人的には。まず、以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） まことに残念な事件だと思います。それで、私は町職員の健康とかいろんな面で前にも町長にお話ししましたし、町長、今、この町でこういう状態であるので、この町に残って陣頭指揮をしっかりとってほしい、そういうことも申し上げた記憶がございます。そういう中で、ちょっとお聞きしたんですけれども、町長が1週間も町を離れる事態がある、そういうことも聞いたり、あとは、この町として日本全国から応援をいただいて、各地区から職員の応援をいただいているわけなんですけれども、その健康、生活等をこの町でしっかり見るというのがやっぱり大事なことだと思います。そういう面で、町長はそういう町職員を含め全部目を光らせるというか、気遣うというのは非常に大事なことで、町長の責任は大きいと思いますけれども、やっぱり町長が離れているという、この町をあける、確かに必要なこともあると思いますけれども、必要最小限に出るのは陳情だけにするとか、そういった面で抑えて陣頭指揮をとってほしいと思いますけれども、どうでしょう。1週間あけたからどうのこうのという話も聞いたので、ついでにそういう事実についてもお聞きします。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） まず、職員の健康管理につきましては、病院の先生等とも連携しながら、この庁舎内で健康管理の相談もやっております。しかしながら、やはり山積する事務事業で残業時間等も多くなっているのも事実でありまして、ノー残業デー等も設けながら健康管理に努めている状況でございます。

それから、町長が1週間町を離れるというお話があったわけですが、就任してから一度も1週間離れた経緯がありません。いずれ今この復旧・復興の予算額が膨大になる中、そして沖縄から北海道までの職員の派遣をしている、そして復興のいわば要望等、あるいは全国から大変なご支援を受けている、さまざまな状況の中でやはり出張の回数も多くはなっておりますが、それでも取捨選択しながら対応しているという状況にあります。いずれにしても、阿部俊作議員からご指摘のあった健康管理、そして町のリーダーとして復興の最前線に立ってこれからも一生懸命、命を賭して頑張りたいと、そのように考えております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 今、阿部俊作議員から、1週間でも10日でもいいだろうけれども

いなくなったような話をされましたけれども、私は逆に、町長は今は2人になったけれども、この前までは副町長3人制という体制をとりながらこの復興をとにかく早くやり終えるような、仮設にいる人たちが早くうちが持てるような、そういうことを願いながら3人制をつくって、今現在は2人制になっていますけれども、私は町長が町長室において決済の判こだけ押して、職員が働いているか、休んでいるか、たばこばかり吸っているか、そんなのを見張るよりも、私は大槌町長は営業マンだと思っています。全国を歩いていろんなそれこそ寄附をもらったり、さまざまなことをやってもらいたいと思っています。うちにいたってどうにもならない。各家庭でもおやじがいて女房、子供らばかり監視しても何にもならない。働きに出て金を取ってこなきゃだめなの。私は逆に、そういう一部の人の町の声もありますけれども、逆に2人の副町長を使いながら町長はみずから飛んで歩いて、いろんなところに行ってさまざまな企業でも、国でも、県でも、行ってからいろんな話をしながら大槌町の復興のために頑張ってもらいたい、私は逆にそう思っています。うちにいるうちはだめです。旦那がうちには金が一銭も入りませんからね。だからいろんな面で一つの家庭なんだから、大槌町だってさ、その辺のところ、おっかながらないで、そして、堂々と健康に留意しながら私は逆に頑張ってもらいたい、そういう思いです。まず、それはそのとおり。

それから、いろんな議員さんたちからも処分について告訴云々かんぬんという話がありますけれども、今までの一つの役場内の公金の横領だとかさまざまな事件があったと思いますけれども、やっぱりある程度はその辺のところも照らし合わせながら、そして行政のたるんでいる組織のところも見合わせながら、そういう告訴云々かんぬんは慎重に私は処分したほうがいいと思っています。本当に、実際的にこうしてお金が返ってきたというときにはなれば、ある程度認めたのかなと、そう我々も思うところもあるんですけどもね。その中でも認めざるを得なかった何かそこら辺はあるかもしれないけれども、その辺のところをちゃんとこれから若い人たちが役場、例えば市役所をやめてもどこに行っても、なるべくならばいい生活が送れるようなちゃんとしたそれが契機になってよい人生をやるような、そういう処分のやり方も私はあってもいいんじゃないかなと。とにかく今までの大槌町のこういう似たような事件の中で、どのような、どうなっていたのか私たちもわかりませんが、その辺のところも照らし合わせながら処分は決定してもらいたいなと、そういうふうに思っています。（「答弁があったらば」の声あり）

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 告訴するかしないかにつきましては、議員全員協議会でお話ししておりますが、その考え方については、全員協議会でご相談、協議してまいりたいという思いでおります。

それから、今、この告訴についてはそういう考えでおりますが、いずれにいたしましても今回の不祥事の背景は、組織のいわば法令遵守の欠如が多いにあったということ、そしてまた責任の不明確さというか、そういう連鎖が起きたのではないかと考えておまして、これからさらにたがを引き締めてしっかり対応していきたいと、そのように考えております。

それから、出張の問題については、1週間あけたことは一度もないわけでございますが、いずれにいたしましても企業誘致、それから大ケロ・三枚堂のトンネルであったり、それから土坂峠のトンネルであったり、そして公営住宅、土地区画整理事業、防災集団移転事業、水産業の振興、あるいはさまざまな諸課題をしっかり国のほうに、県のほうに申し上げなければならぬという思い、特に議員の皆様方とともに行動したトンネル化については、皆さんのおかげで決定に至ったということ、本当に感謝しております。これからも諸課題が山積している、そういうものについても、議員の皆様方とともに両輪となって復興を早めていきたいとそうように考えているところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 先ほど1度質問させていただいて、今、皆さんのお話も聞きながら、やっぱりこの不明金の問題に関しては、町長、副町長それから担当者含めて、全ての責任のありようがはっきりして、それから派遣されてきた、不正を起こした職員の処分が決まり、その後いきちとした形でそれ相応の責任をとるのが大事なのではないのかなと私は思うわけです。まだどうするかも決まっていない段階で、責任あるということは確かなんですけれども、そういうこと全てがはっきりしないうちに自分らが責任をとって、何か復興を先に進めるためという話があったんですが、全てが早く解決することがやっぱり復興を早めるのではないのかなと思うわけで、いつまでも結論が出ないうちに町長、副町長だけが責任をとる形でうやむやになるような雰囲気があるわけです。それであってはいけません。やっぱりこれはみんなが責任の所在をはっきりさせて、一番最後に長がそれを含めて私はこうだという責任をとるのが本来の形なのではないか

など私は思います。その辺について、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 早いか遅いかということで、早いのではないかというお話ですが、先ほど申しましたとおり、いずれ管理監督の不行き届きの点が明白に第三者調査委員会で報告されております。そして、私どもも第三者調査委員会にただ手をこまねいていただけではなくて、その内容についてもしっかり検証確認をしているところでありまして、ほぼ固まっている、全部出そろっている状況であります。その関係から、今回広報にこの第三者調査委員会の報告、そしてこれから二度と不祥事が起きないような、そういう考え方、方針を示すことで、今、ある程度職員の責任的なことも固めておりまして、先ほど職員の処分も行ったところであります。いずれにいたしましても、確かに東梅議員のおっしゃるとおり、早いような嫌いもありましたが、まずもってトップの身の処し方としては責任をとることが大事であろうということでのいわば今回の条例改正の提案に至ったという状況でございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） では、最後にもう一つお尋ねをします。

町長は大変責任を感じて今ご答弁をしているわけですが、副町長は今回の件に関してそれぞれがどういう責任を感じているのか、その辺をお願いしたいと思います。副町長をお願いします。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 副町長の責任につきましては、前回のご質問、東梅議員さんの質問にお答えしていますが、いずれ町長を補佐していく立場の人間として、こういう不祥事が起きたということは、相応の責任を痛感しているところでございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

阿部俊作君。議案に対して反対ですか。反対。演壇で。

○5番（阿部俊作君） 私は、単に反対ということじゃなく、もうちょっと考えてほしいという思いで、ちょっとこの場合は次の機会にという思いでおります。それは、前からこの職員は少なく、日本全国からいろんな職員が集まっている。その中でどうするか。遠くから来てここで、全然知らないところで何をするか。そういう中での仕事でした。そういうのを見るときに、私は最初から言いましたけれども、職員の顔色とか、

大変だなとそういう思いで、いろいろ給料面から健康の面を言ってきました。町長に残ってほしいというのは、やっぱり相談できる最高責任者がいることによっていろんな伺いとか、即決ができるわけです。確かに、今、大変なときで、国、県とかさまざま要望があるわけです。それで、一番町民的感情として言えますのは、今出された町長の一時的な金額、30%よりも、できれば通常は1割3カ月とか、そういう方向できたものですので、一時金や保釈金みたいな形でぽっと払っても、次からというものにはちょっと抵抗があります。それとともに、町内の横のつながりももうちょっと考えながら、町長がその中に入って町職員としっかり話をし、もうちょっと考えてほしい。そういう思いで、ただ単に責めるだけでなく、そういう思いで、もうちょっと考えてほしい、そういう意味でここを私は反対という形になりますけれども、そう思っております。よろしく。

○議長（阿部六平君） 次に、議案に賛成の発言を許します。東梅康悦君。登壇願います。

○6番（東梅康悦君） 私は、この条例の改正に賛成いたします。理由は、組織たるもの、組織が不祥事を起こしたとき、その関連する職員等にまた処分を求めるとき、最初にやらなければならないのは、トップ及びその補佐する人間の処分を、責任を明らかにすることだと思っております。その後で関係する職員等の処分がついてくるのが普通であると私は思っております。金額及び期間はそれぞれ尺度となるものがちょっとわかりませんが、それ相応の責任の金額だと私は思っております。若干、副町長に関しては足りないのかなと思っておりますけれども、この改正案に賛成をいたしまして、復旧・復興に努めていただきたい、このように思っておりますので、私は賛成いたします。皆様の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（阿部六平君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第92号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第93号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第93号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） それでは、議案第93号財産の取得について説明いたします。

財産の品名、児童生徒用机及び児童生徒用椅子。

取得の数量、机680台、椅子680脚。

取得の方法、指名競争入札。

取得の金額、842万4,000円。

契約の相手方ですが、岩手県上閉伊郡大槌町小槌第26地割148番地2花輪田アパート102号室、株式会社利泰商店、代表取締役、和田泰典でございます。

次のページをお願いいたします。

入札年月日ですが、平成26年10月20日でございます。

指名業者ですが、株式会社小成ほか5社でございます。児童生徒用机、椅子の取り扱い業者で、町内の小中学校に教材教具納入実績のある業者ということで選定してございます。

別紙の参考資料をお願いいたします。

今回の財産の取得の経緯という部分でございます。今回入れる机、椅子に関しましては、大槌小学校、大槌中学校、仮設の部分でございますが、震災後に全国から支援いただいたものでございます。たしか静岡とか遠野と聞いてございましたが、古くなって使わなくなったものをもらったという状況でございます。そういったことで、老朽化が著しくて、がたつきから背もたれなんかであるときびが上がって、子供たちみんな、手提げをかけてさびがつかないようにして座っているというような状況でございます。そういった状況にあります。

また、古いものをもらったものですから、これについては、旧JIS規格になっているということで、今、教科書はA4判になっていますが、そういったA4判に対応していない、前のB5判の当たりの机、椅子になっているという状況でございます。

それから、今回はこの事業に関しまして、日赤からの復興支援事業補助金を充てることにしてございます。これについては、当初仮設の体育館、それから校庭の整備ということで5,500万円ほどもらっていることになってございます。ただ、仮設の体育館が国庫補助対象になったということで、そちらに移行したものですから、体育館の分のリース料が若干残っているという部分がございます。それが大体980万円ほどあるんですが、

それを使って今回整備しようと考えているところでございます。日赤からの補助金については震災後に決定したものですから早急に使ってほしいということをおっしゃっていますので、今回、机、椅子の整備に充てたいと考えているところでございます。

2の製品仕様なんですけど、メーカーについては、アイリスチトセということになります。(3)のサイズなんですけど、2号から6号というような、2号というのは110センチぐらいの児童、1年生ぐらいですね。6号というのは180センチに対応すると、3センチ刻みで伸縮するという状況になってございます。

寸法はここに記載しているとおりなんですけど、天板については木目調の軽量天板となります。

下の方に製品の写真を掲載しておりますので、それを参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） このことは、今の仮設校舎の中でこれからも使わなければならないことだから反対とか何とかじゃないですが、何年か前に大槌町の材料ということで、松を使いながら各学校に地元の建具屋さんとかをお願いしながら机、椅子をつくった経過があるんですけども、もちろん小中一貫校にかかわるこの辺の北小だとか安渡、赤浜も全部流されたからどうしようもないことなんですけれども、吉里吉里小中もその恩恵を受けながら当時の町の松材のそれこそ机、椅子を使っていると思うんですけど、今後これからこっちがなったときに、吉里吉里小中のそういう机、椅子はどのようになっていくのか、実際的にあるわけだ。その辺のところはこれからの課題だと思うんですけども、壊れれば確かにそれは補充しなければならないとは思いますが、その辺の考え方はどうなっているのかをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤館和彦君） 前に平成10年か十何年だったですかね、町産材の木材を使って、木材のある利用促進みたいな形で町内の大工さんにつくってもらって木材の机、椅子をやったという状況になっています。ただ、なかなか反ってきたり、いろいろするんですね。あれを削ったり、かんかけたりしていろいろ使ってきたという状況になります。削り過ぎて今度は天板かけなくてはなくなったり、そういった話にもなるんですけど、吉里吉里については、まだその部分が残ってございます。今回、日赤の補助金980万円

あって、全部使い切っているわけではないということもあるんです。そこら辺はちょっと交渉したいなというところで今、交渉中なんです。ただ、大槌中の支援ということでいただいた金額なものですから、それを吉里吉里に振りかえていいのかという部分はいろいろありますので、そこら辺はちょっと協議させていただきたい。そこが整えば、そちらのほうを何とかできればなどは考えてございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） わかりました、吉里吉里の中身についてはね。ただ、あなたがA4判に対応してということを行ったんだよね。全然私も気がつかなかったんだけど、今そうになっているから。だとすれば、やっぱり吉里吉里も一刻も早くやっぱりそっちの方向に行かなきゃだめだと思うんですけども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 前回吉里吉里のほうも、町内一斉にやったときにそれはA4判の対応したものの机になってございます。だから、今、吉里吉里のほうが使っているあの机については、A4判対応のものになっているということでございます。（「であれば、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第93号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時53分

○

再 開

午前11時05分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第6 議案第94号 業務委託契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第94号業務委託契約の締結についてを議題といた

します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。都市整備課長。
○都市整備課長（青木利博君） それでは、議案第94号業務委託契約の締結についてご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、大槌町町方地区道路整備事業業務委託でございます。

契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、震災復興推進役、小山潤二でございます。

変更内容でございますが、契約金額、変更前の金額が16億3,657万5,000円を変更後22億4,207万6,000円とするものでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思えます。

仮契約締結年月日が平成26年10月27日でございます。

工事概要につきましては、参考資料をごらんいただきたいと思えます。

まず1ページ目、目的は変更ございません。

2番目の対象事業ということで、4路線、4項目上げておりますが、上2つ、大ケロ大橋整備事業（橋梁部）、それから町道新町末広線整備事業、この2つについては従来どおりでございまして、追加として3番目（仮称）大ケロ大橋整備事業（橋梁部・取付部）、それと4番目の都市計画道路町方大ケロ線整備事業を追加するものでございます。

業務内容、委託先については変更ございません。

2ページ目をごらんください。

位置図をつけております。そのうち、位置図の黒い線で示しておりますのが既に契約している分でございます。今回赤で印をつけておりますものについてが今回追加をしたということでございます。上のほうが（仮称）大ケロ大橋整備事業の橋梁・取付部、真ん中に書いておりますのが町方大ケロ線の整備事業でございます。

それから3枚目をごらんいただきたいと思えます。

契約の内容でございます。変更前、変更後と書いておりますが、変更後で施工地区で末広町及び大槌第14地割が追加になっております。

施工路線としては、先ほど申しました大ケロ大橋の取付部と町方大ケロ線が追加にな

っております。

下の欄、金額でございますが、追加分として（仮称）大ケ口大橋の取付部で約6,600万円余、それから町方大ケ口線として5億3,000万円余ということになって、両方合わせまして約6億円というのが今回増額になっております。

内容については、以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） この大ケ口線の整備事業、ここで12メートルの約700メートルということになってはいますが、これから先の計画はどういうふうになっていくのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） この震災復興ということの事業に関しましては、現在の路線の区間までということで予定をさせていただいております。その先につきましては、それから大柵橋までの区間が町方大ケ口線という都市計画道路になっておりますけれども、その整備時期、内容につきましては、今後周辺の整備等あわせて状況を見て今後検討していくということになっておりますので、当面はちょっとまだいつごろ具体化をするかというのはちょっとまだ具体的には明らかにはなっておりません。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 関連質問。今、野崎議員が言った前回の質問したときで、今の路線はそこで一旦中断だと。そのことは知っていますけれども、その後、復興推進課長とかが「いや、これはできます」と、「その後の道路もできます」と言いましたけれども、どのぐらいを目途に考えて言っていますか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 私のほうでそのようなお話をしたかというのはちょっと記憶にないんですけども、通常の補助メニューで整備をすることになろうかと思えます。整備時期については、ちょっとまだ検討していませんので、今後の検討になるのかなと思っています。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） まあね、確かにこういう席上で話したわけじゃないから、確かにそのときあなたはちょっとここで中断だけれども、今後は計画を立ててやるんだと、いやちょっと無理じゃないかと、都市計画となればなかなか思うように進まないのが大柵

の現状だから、これは難しいんだぞと。やるんなら今やるのがチャンスだと、そう言ったんだけど、ここで中断だったためにその後のルートさ今度新しいうちができていくわけだ。そこで私はそのうちの話があったから言ったのさ。だから、今後、考えているとは思いますが、やっぱりやるときには、ああいうせっかくの大ケ口の路線の真ん中の幅の広い道路があるんだから、やっぱり実際大ケ口まで津波は入っているからね。やるんなら、本当思い切ってあそこまで本当は最初から延ばすべきが復興推進の仕事だったと思うけれども。これなるべくあなたは自分がある、任期中にはできるんだというような話をしたから、頑張ってやってください。

もう1回、答弁。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） そうですね、私がいるうちにできるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 議員の皆さん、やっぱりここまでやればその先もしっかりやってほしいというのがみんなの考えだと思います。

それで、今回延長した分の工期、これが終わらねば先にも進まないと思うんで、この工期はいつまでになっていましたか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 大ケ口大橋も含めまして、一応平成28年4月までには整備をしたいとは今努力をして進めております。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 私から沢山の件で聞きます。今、復興特別委員会でも、歩道橋の件、協議しておりますけれども、この議案には賛成はしていきたいと思うんですけれども、今後歩道橋取り付け、実現できるよう努力していきたいと思うんですけれども、そのときには追加で補助というか、予算はとっていただけるのか。それが決まってからの話ですけれども、これに賛成したから歩道橋はなしよという話ではないことを確認したいと思います。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 今のところ整備内容につきましては、もしそういう追加で施設整備が必要になってくれば、一応またこれは復興庁との協議になってまいります

けれども、予算をさらに増額という形で要求する形になってまいると思います。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） やはり子供たちの安全な通学のために歩道橋を実現していきたいと思しますので、そのときはどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 先ほどのやりとりの中で町長の出張の話が出ましたけれども、こういうこの復興庁、国のほうが主体事業だとか何だとかという話だったけれども、やはり私は子供、小中高校生、今の少ない中に、子供たちの安心・安全を歩道橋つくるための土地の買収云々かんぬんと、そういうのではかりにかけていただきたくない。青木課長、何とかね、やっぱり課長はここに来ている以上は、ここの町のために一生懸命その辺の子供たちのことまで考えて、今三浦議員が言ったような、将来を見越した道路整備をしていただきたい。どうですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） まずは、そういった子供たち、あるいは住民の安全・安心を確保するというのは第一だと思います。それでただ、後々整備後のそういう維持管理、あるいはそういったことの、要するにどういった使われ方をするか、あるいはどういった通学路の確保といったことも含めまして、それは総合的に判断をしていく必要があるのではないかなと思いますので、その辺は含めて今後十分協議をしていきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） ここで、町長さんにお伺いします。せっかく特別委員会とかいろんなところでこの歩道橋の話が出て、いろんなことを言っているんですけども、ここで復興庁とかそういうところに子供たちの安心・安全を担保できるように町長さんのほうで陳情、その辺が何とかできないものか、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 都市整備課長が話をしておりますが、いずれこの歩道橋が、設置した後どういう使われ方をするかということも想定して考えていかなければならないのかなと思います。それは、まずもって自転車、あるいは高齢者がどうこの歩道橋を使用するのか。そして一方では、交通安全を考えて通学路として小中学生がどう安全な歩道であるべきなのかということ考えた場合、PTAの皆さん方、そして交通安全のプロ

である交通安全協会とか警察等とも協議しながら進めていかなければならないわけですが、これらについては、いずれ三陸縦貫道からおりてくる交差点となるということで、この歩道橋については、三陸縦貫道を考え、そして岩手県の県道とも接している、そして大槌町の町道とも接しているという状況にありますので、三者で将来の交通安全についてしっかり協議しながら、総合的に判断した上で対応してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私は本当に中身のほうから聞いておきます。

この大ケ口線整備事業ということで、仕事というものは前にも何回も言っているように、段取り八分という話があって初めて事業というのは物になるという話を常々言っておりますが、課長、ここの部分の用地買収、その他もろもろというのは支障なく終わっているのか、それでの予算取りなのか、その部分をお聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） まず、大ケ口大橋の取りつけ部につきましては、橋の両端部についてはもう既に用地の話をしておりますし、特に沢山側についてはJAさんと協議済みで用地の処理も今後手続を進めていく状況で今、話は進んでおります。それから、町方大ケ口線側につきましては、これはもう大槌中学校の敷地でございますので、特段ない。

それから、町方大ケ口線のほうですが、これについても既に地元権利者の方には説明は個別に当たっておりますし、今、用地交渉を進めている段階でございますし、特段非常に懸案となるようなということはなく、既にある程度用地あるいは面積等も提示をしておりますので、今後順次用地買収にかかっていく予定になっております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） それならばよろしいかと思っておりますけれども、何か足りない部分もここでは余り言いませんけれども、あるような気がしております。

それと、歩道橋の話も出ていました。その上で国、県、町という話になりますけれども、まず障がい者の方々、自転車の方々、いろんな部分で考えるということですが、まず最初に使用する者、小学生、中学生、高校生、それから沢山の方々、大ケ口、それから原水、そういう方々の部分の意見聴取というものを大事にしてほしい。世の中では歩道橋は要らない、要らないと。それは、国の今までの方針とかそういう社会的な

一般論。しかし、この大槌町は被災を受けていろんな場で町の人口の移動も起こっている。ましてやバイパスのところの何ですか、取りつけ道路もかなっている、そして小学校も控えている、そういう部分でじゃあどうするのやと。最悪の場合をということでこの間浸水地域の話も出ましたが、その部分にも入っているということで、ふだんじゃあその歩道橋を障がい者の方は渡りますか。普通、車で来ますよ。何かあった場合にはどうするんだということを私は常々言っております。ふだんのことじゃなく、ふだんのことでも大切、最悪の場合も大切。だから、教育委員会とか学校とか、そういうものも綿密に話をして物事は進めたい。そのようにするべきだと思うが、ご見解はどうですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） ご指摘のとおり、いろんなケースを想定して、通常の場合、あるいは非常時の場合、どういう使い方をするかということも含めて、その辺は関係の方、PTAさん、あるいは学校、いわゆる地元の方、そういった方の意見を聞くということは今後進めていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） ちゃんと進めていってほしいと思います。また、ここで言うておきますけれども、大ケ口、原水、沢山の方々、またいろんな方々に私の聞いている部分では、欲しいとのことが大半を占めておるということ、ここで、議会の場所で言うておきます。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第94号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第95号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第95号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 議案第95号の工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

1、契約の目的は大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他第1期工事であります。

契約の相手方は、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体、共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長、青木敏久であります。

変更内容は、契約金額、変更前142億1,259万2,950円を変更後166億3,225万5,780円とし、24億1,966万2,830円を増額するものであります。

次のページをお開きください。

仮契約年月日は、平成26年10月27日であります。

参考資料をごらんください。

工事の概要をご説明申し上げます。工事名につきましては、省略いたします。

変更の理由は、東日本大震災及び津波により被災した大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他において、復興整備事業の実施に当たり、必要となる詳細設計及び工事施工を総合的にマネジメントすることで、本震災復興事業の効率的で確実な進捗を図るものであります。

当初、浪板漁業集落防災機能強化事業については、一体的業務の対象プロジェクトに含まれておりませんでした。今回の変更により一体的に発注することで浪板地区及び他地区の事業との効率的な整備、事業の早期着手を見込むことができます。また、盛り土造成に伴う各地区のストックヤード等の整備、緊急を要する柵内地区の下水道管路整備等についてもあわせて変更契約を行うものです。

変更の内容ですけれども、変更の内容につきましては、浪板地区に伴う漁業集落防災機能強化事業として盛り土造成工、道路整備、擁壁工を追加してございます。

また、盛り土造成に伴う吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区、沢山地区にストックヤード、ブレイドヤード等の整備を追加してございます。

吉里吉里防集団地造成に伴う町道改良事業、排水整備事業を追加しております。

柵内地区公共下水道管路整備等を追加しております。

各地区の既設地下埋設物等の撤去を追加しております。

浪板地区防災集団移転促進事業に関連する下水道管路整備の追加を行っております。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 今回の追加なのですが、まあ、わかります。これはこれでわかるんですが、沢山地区が全然、今、再建しようとしている人たちがなかなか再建できない、それと区画整理事業になっていないのか、対象になっていないのか、今でなければ沢山地区の道路、区画というのかな、できないだろうと思うんですが、今後沢山地区はこのまま家を建てる状況になるのか、それとも道路整備なんかを進めていくのかというのを、その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 沢山地区につきましてですけれども、沢山地区は当初区画整理事業の候補予定地としておりましたが、断念した経緯がございます。沢山地区の今後の整備についてどうなるのかというご質問ですけれども、沢山地区につきましては、内水排除の観点から盛り土工事及び道路の不陸整正等々を行っていく予定があります。また、沢山沢川の改修も予定しております。

昨日の11月1日に地元のワークショップの中で少し明らかにしたところがあるんですが、11月の末に住民説明会を行いまして、内水排除ないし道路の造成等について説明を行いたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） せっかく今、整備しやすい状況にあるんだけれども、その断念した経過というのもちょうとお聞かせいただきたいということと、先日行った沢山地区でも懇談会の中で、沢山地区の区画整理というのをしてもらいたいとか、そういう話が出なかったのかどうか、町側としてもそういうのを提案しなかったのかどうか、その辺もお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 当初、復興推進地域ということに都市計画決定をして、何らかの事業が必要だろうということで、一つの案として区画整理事業を計画するかということを進めておりましたけれども、地元の方で即ち再建をしたいという方が、非常にそういう意向の方も結構おられましたということで、区画整理事業を導入すると、再建が非常におくれるということになります。メンテ整備という形になりますので、そこ

を制限をするということになれば非常に事業としてはかかってくるということと、防潮堤ができればあそこは浸水区域にはならないということが想定されますので、盛り土等も一応事業の中ではできない形になります。そういったことも含めまして、区画整理事業をかけるより個別再建を進める、あるいは道路整備あるいは防集団地としての必要な整備を進めていくことで早期の再建ができるのではないかとということで区画整理を断念したという経緯がございます。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 1日に行われました地域復興協議会の件でございます。

1日、十数名の住民の方が参加して協議会が行われまして、先ほど復興推進課長からお話ししたとおり、水路の内水排除の件でありますとか、あとは沢山沢川の整備などについて役場のほうから担当がご説明をして、それについていろいろご意見をいただいたところでございます。その結果については、また後ほど詳細にご報告できるかとは思いますが、おおむねその説明に対してはご了解をいただいたというところでございます。ただ、議論の中では交通問題に対する関心が非常に高いということで、安全性を何とかしてほしいというお声は頂戴しておりますので、ハード、ソフト含めた両面で今後必要な検討をしていくということで議論が終わったというところでございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 現在の、もとのままの道路といいますかね、家が再建されていくと、またその狭い道路の中で混雑した交通になるんじゃないかなと、ちょっと心配しております。

それと、先ほど盛り土の話がありましたが、盛り土は以前は10月ごろにやるんじゃないかなというお話は聞いてあったんですが、それがまだなっていないので、いつごろまでに盛り土が完了する予定なのか、その辺もお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 工事の完了時期についてですけれども、先ほど申し上げたとおり、住民説明会でもって住民の方との合意がとれた後に工事に着手したいと考えております。設計は今進めている最中なんですけれども、住民合意を得た後に入札という形で発注になるのかなと考えていましたので、着手時期が今想定しているのが今年度の3月、完成時期はそれから大体1年後と考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） ちょっと関連して、沢山。先ほど横断歩道橋が話題になりましたけれども、そこの地点と沢山に向かって坂をおりてきますよね。校庭の下を通っていくわけですよね。それで広い道路、今、工事やっている。西松でしたっけ、工事ね。あそこの間、早く手を打たないと大変なことになるんじゃないかなと思っているの。もう既におりるところ両側に家が建ってね、校庭と山の間、こう来ると、固有名詞は出しませんけれども、直角に曲がるでしょう。あそこ早く手をつけないと大変、一番大事なところさ、通学路で、あそこは、ということで心配しています。よろしく、何かありましたら。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 道路につきましては、今、県の開発公社に業務委託をしておりますので、そこと調整をして、できるだけ安全対策というのは十分とるように、また指示をしていきたいと思っております。（「よろしく」の声あり）

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） では、柁内地区の下水道についてお伺いします。

間もなく公営住宅完成予定ということで、そちらの公営住宅は浄化槽設置かと思うんですけれども、ああ違うの、（「下水道です」の声あり）下水道、じゃあ大丈夫です。失礼しました。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第95号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第96号 平成26年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第96号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第96号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。18款繰越金1項繰越金、補正額30万6,000円の減額は、今回の補正に伴う一般財源の調整であります。

19款諸収入4項雑入、補正額1,430万1,000円の増額は、定住促進住宅使用料不明金に係る弁償金等であります。

2 ページをお開きください。

歳出。2款総務費1項総務管理費、補正額30万6,000円の減額は、定住促進住宅使用料不明金事案に係る町長及び副町長の給与を減額するものであります。

13款諸支出金3項賠償金、補正額1,430万1,000円の増額は、歳入科目定住促進住宅使用料等へ充当するための定住促進住宅使用料補填金等であります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入。18款繰越金1項繰越金。進行します。

19款諸収入4項雑入。進行します。

6 ページ、歳出。2款総務費1項総務管理費。進行します。

13款諸支出金3項賠償金。（「なし」の声あり）進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第96号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（阿部六平君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成26年第8回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時40分

上記平成26年第8回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員